

## 患者様へのご案内（保険医療機関における書面掲示）

### ☆電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、医療DXの推進に向けて、以下の体制を整備しております。

- 1,診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を実施しています。
- 2,オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 3,オンライン資格確認等システムを通じて取得した診療情報を、診察室において医師等が閲覧・活用できる体制を整えています。
- 4,電子処方箋を発行する体制を有しています。
- 5,マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の促進に取り組んでおり、院内掲示や声かけを行っています。
- 6,医療DX推進の体制に関する事項および、質の高い診療を実施するために必要な情報の取得・活用について、  
院内の見やすい場所および当院ウェブサイトに掲示しています。
- 7,マイナポータルの医療情報等を活用し、患者様からの健康管理に関する相談に応じています。

### ☆オンライン資格確認について

当院では、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認に対応しております。

患者さまの同意をいただくうえで、診療に必要な薬剤情報や特定健診情報等を確認し、より適切な診療に活用いたします。

### ☆電子処方箋について

当院では、院外処方を基本としており、電子処方箋を発行できる体制を整えております。

処方情報を適切に管理し、薬局との連携を強化することで、より安全で質の高い薬物療法の提供につなげてまいります。

## ☆一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。 ※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

## ☆外来後発医薬品使用体制加算

医薬品の供給が不足した場合に医薬品の処方変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しています。

医薬品の供給状況により薬剤を変更する場合があります。

薬剤を変更する場合は薬剤について説明させていただきます。

## ☆明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明性向上および患者さまへの情報提供を推進する観点から、領収証発行の際に診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で自己負担のない方につきましても、同様に明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にてお申し出ください。

## ☆特定疾患療養管理料について

特定疾患療養管理料は、慢性疾患を持つ患者の状態を定期的に管理し、医療の質を向上させるために設けられた診療報酬制度になります。この制度は、患者の健康状態を長期的に維持し、疾患の重篤化を防ぐことを目的としています。患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の処方を行うことや、リフィル処方箋の発行を行う場合がございます。

## ☆生活習慣病管理料

高血圧、糖尿病、脂質異常症の疾患を有する方が対象となります。

それ以外の疾患を合わせて有する方は対象外となります。

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の処方を行うことや、リフィル処方箋の発行を行う場合がございます。

## ☆情報通信機器を用いた診療について

当院では、慢性疾患にて定期通院中の患者様において、医師が認めた場合に限り通信機器を用いた外来診察をおこなう場合があります。初診につきましては必ず対面診療とさせていただきます。

尚、向精神薬は処方いたしません。

## ☆ベースアップ評価料について

企業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く職員の賃上げを行い、人材確保に努め、医療の質を向上させるための取り組みの一貫として国が導入したものとなっております。当院では令和8年3月より算定を開始させていただいております。医療現場で働く職員の賃金引き上げに全て充てられますので、ご理解下さいますよう、何卒宜しくお願い致します。